

保管場所使用承諾証明書 記載要領

保管場所使用承諾証明書とは？

他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合に提出する書類です。
通常、駐車場の所有者や管理委託を受けた管理者が記載するものです。

記載事項の注意

- ・「備考」を参照願います。
- ・使用承諾書の記載事項の訂正は、**発行者以外認められません。**

ホームページに様式を
登載しておりますのでダ
ウンロードしてご利用く
ださい。

保管場所使用承諾証明書

① 保管場所の位置	松山市南堀端2番地2
② 使用者	〒790-8573 住所 松山市南堀端2番地2 氏名 松山 次郎 電話 (089) 934局 0110番
③ 使用期間	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 〒790-0808 住所 愛媛県松山市若草町7番地 電話 (089) 934-0110 氏名 愛媛 太郎 愛媛	
※「承諾者」と「所有者」が異なる場合は、所有者名も記入してください。(例：所有者が駐車場の管理、経営を業者に委託している場合等) 所有者名 [_____]	

- ④ 備考 共有の場合は、共有者の全員の住所・氏名を記入してください。
この保管場所使用承諾証明書は、必ず、承諾者本人が自書してください。

記載時の注意点	
① 保管場所の位置	申請書及び届出書の「保管場所の位置」欄と同じ。
② 使用者	申請書及び届出書の「申請者」「届出者」欄と同じ。 申請者の住所と使用の本拠の位置の住所が異なるときは注意してください。
③ 使用期間	・原則、使用期間が 3箇月以上 あることが必要です。 ・原則、申請日又は届出日現在、使用期間開始日が到来しているもの。 (ただし、 申請の場合は 、使用期間開始日が到来していなくても有効となる場合があります。詳しくは、窓口でご相談ください。)
④ 共有の場合	共有者 全員の使用承諾書 が必要です。 (申請者も使用承諾書が必要。) これにより難しい場合は、共有者の中の代表者が使用承諾書1通を作成し、他の共有者は、住所及び氏名を連署し、それぞれ押印した別紙を添付してください。